

議案第六十号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

平成元年四月二十六日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 元 年 四 月 三 十 六 日 原 案 承 認

三朝町議会議長 安井由行

専決第 二 号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成元年三月三十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

三朝町条例第二十八号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四十万円」を「四十二万円」に改める。

第十条中「四十万円」を「四十二万円」に改め、「二十一万円」を「二十一万五千元」に改める。

附則第二項及び附則第三項を削る。

附則第五項を附則第三項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第六項を附則第四項とする。

附則第八項中「平成元年度」を「平成六年度」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第七項を附則第八項とし、附則第九項を附則第七項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第三条及び第十条の規定の適用については、第三条中「第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第三百

十四条の二第一項に規定する総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十七万円を控除した金額によるものとし、）と、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」とあるのは「同法」とし、第十条中「法第七百三条の五に規定する総所得金額」とあるのは「法第七百三条の五に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

##### （適用区分）

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例附則第二項の規定は、平成元年度分の国民健康保険税条例から適用し、昭和六十三年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。